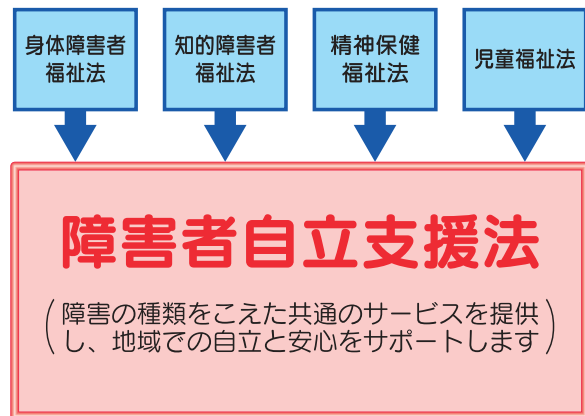


障害者自立支援法により障害者施策がさらに充実されます

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されます。

障害者自立支援法は、サービスなどが必要とする人が有する能力や適正に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる費用の給付などの支援を行うしくみを定めたものです。これからは、障害の種類などの基準により違う制度で提供されていたサービスが、同じ制度によって提供されるようになります。



サービス利用量と所得に着目した負担へ

サービスの利用量と所得（負担能力）に着目して、原則として利用したサービスの定率1割を負担することになります（これまでは所得に応じた負担）。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額負担上限」を設定しています。



「在宅サービス利用者」と「施設利用者」のバランス

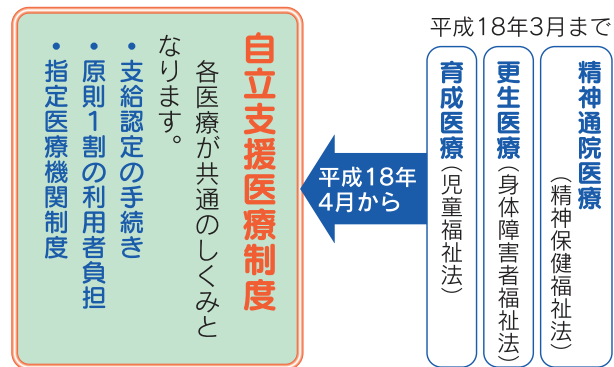
施設利用時にともなう「光熱水費」や「食費」が、原則として実費負担となります（在宅サービスを利用する人と同様）。自立支援医療における入院時の食費（標準負担額）も実費負担となります。



自立支援医療

「精神通院公費負担医療」「更生医療」「育成医療」が変わります

医療費に着目した定率負担（精神通院）と所得に着目した負担（更生医療・育成医療）を制度間の負担の均衡、制度運営の安定性の確保などの観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」のしくみに見直しました。



自立支援医療の利用者の負担基準

医療費の1割(定率負担)
※所得段階に応じた月額上限
低所得者…0円、2,500円、5,000円

入院時の食費(標準負担額)

低所得者には月額上限があり、さらに…

- 低所得者（町民税非課税世帯）以外の人についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する（「重度かつ継続」）場合には、月の負担額に上限を設定しています。（5,000円、10,000円、20,000円）
- 育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関窓口における支払額について激変緩和の経過措置を設定しています。

軽減措置

新たな障害福祉サービスの体系

これまでのサービスは「障害の種類」「在宅または施設」など複雑に区別されていましたが、新体系では機能や目的別に整理されます。

【現行】

①居宅サービス

- ・ホームヘルプ
- ・デイサービス
- ・ショートステイ
- ・グループホーム

②施設サービス

- ・重症心身障害児施設
- ・療養施設
- ・授産施設
- ・通勤寮
- ・更生施設
- ・福祉工場
- ・福祉ホーム
- ・生活訓練施設

平成18年4月から

介護給付

【介護の支援を受ける場合】

- ・ホームヘルプ（居宅介護）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・児童デイサービス
- ・ショートステイ
- ・（短期入所）
- ・重度障害者等包括支援
- ・ケアホーム
- ・（共同生活介護）
- ・障害者支援施設での夜間ケア（施設入所支援）

訓練等給付

【訓練等の支援を受ける場合】

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・グループホーム
- ・（共同生活援助）

補装具費の支給

（平成18年10月から）
必要性が認められた人には、補装具の購入や修理にかかる費用の9割を町が支給します。



新たなサービス利用者が急増している中で、今後さらにサービス量を拡大するための費用を、障害者も含め皆で支え合います。



福祉サービス利用者の負担基準

サービス費用の1割(定率負担)

※所得段階に応じた月額上限
低所得者…0円、15,000円、24,600円
一般…37,200円



食費・光熱水費の実費負担

生まれつき障害のある人など、収入を得ることが難しく、負担能力の乏しい人に配慮し、さらに…

○月額上限は、税制や医療保険で「被扶養者」とならない限り、障害者とその配偶者の所得で適用になります。

○障害者年金以外に、ほとんど収入がない人に配慮

- ・入所施設、グループホーム利用者
⇒月収6.6万円以下の方は定率負担をゼロとし、食費などの負担のみとなります。
- ・ホームヘルプ、通所利用者
⇒社会福祉法人が減免することにより、月額上限が半分にになります。
- ・これらの措置を講じても生活保護となる場合
⇒生活保護にならない額にまで減額。

○食費、光熱水費についても、低所得者(町民税非課税世帯)は軽減

軽減措置

新制度移行に向けて、2月から手続きが始まります。詳しくは下記までお問合せください。

問合せ先

身体・知的障害者については 住民福祉課 ☎34-8708
精神障害者については 保健衛生課 ☎34-8710